

応援編成計画 (受援都県と即時応援道府県等との組合せ) (案)

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

首都直下地震（都心南部直下地震）による受援都県の被害想定※

※ 令和7年12月に更新されたもの。

都心南部直下地震

使用する項目：避難者数（2週間後）、全壊・焼失棟数（冬・夕、風速8m/s）

※ 応急対策職員派遣制度が主に避難所運営及び罹災証明・住家被害認定調査を支援の対象としているため（南トラAPと同様）。

受援都県	被害規模				
	避難者数（人）	構成比率	全壊・焼失棟数（棟）	構成比率	構成比率の平均
埼玉県	700,000	14.86%	72,000	18.05%	16.46%
千葉県	710,000	15.07%	38,000	9.52%	12.30%
東京都	2,000,000	42.46%	176,000	44.11%	43.29%
神奈川県	1,300,000	27.60%	113,000	28.32%	27.96%
計	4,710,000	100.00%	399,000	100.00%	100.00%

応援編成計画の定め方

前提条件

- 「首都直下地震ワーキンググループ協議における基本方針」のとおり、応援編成計画については、①既存の相互応援協定、②被害規模、③応援側の職員規模及び④移動距離・時間・方角の4要素を考慮して決定する。
- 即時応援道府県等のうち、石川県は、令和6年能登半島地震からの復旧・復興の途上にあることから、組合せから除外。
- 静岡市及び浜松市は、被害確認後応援県等の一つである静岡県内に所在する指定都市であることを考慮し、組合せから除外。

応援編成計画の定め方

- ① 被害想定に基づき、受援都県の被害規模（避難者数及び全壊・焼失棟数）の構成比率を算出。
- ② 定員管理調査（R7）から、各即時応援道府県等の一般行政職員数の構成比率を算出。
- ③ 既存の相互応援協定、移動距離・時間・方角を踏まえつつ、①と②の構成比率が近くなるように組合せを選定する（南トラAPと同様）。

イメージ

① 受援都県の被害規模（避難者数及び全壊・焼失棟数）の構成比率を算出

受援都県	被害規模				
	避難者数 (人)	構成比率	全壊・焼失 棟数 (棟)	構成比率	平均比率①
埼玉県	〇〇〇	〇%	〇〇〇	〇%	〇%
千葉県	〇〇〇	〇%	〇〇〇	〇%	〇%
東京都	〇〇〇	〇%	〇〇〇	〇%	〇%
神奈川県	〇〇〇	〇%	〇〇〇	〇%	〇%
計	〇〇〇	〇%	〇〇〇	〇%	〇%

② 即時応援道府県等の一般行政職員数の構成比率を算出

即時応援 道府県等	一般行政職員数	
	職員数 (人)	構成比率②
A県、B県、C市	〇〇〇	〇%
D県、E県、F市	〇〇〇	〇%
G県、H県、I市	〇〇〇	〇%
J県、K県、L市	〇〇〇	〇%
計	〇〇〇	〇%

①と②が近くなるよう組合せを選定

首都直下地震における応急対策職員派遣制度アクションプランにおける応援編成計画（案）

受援都県	応援道府県等			
	即時応援道府県等	被害想定構成比率	職員数構成比率	被害確認後応援県
埼玉県	秋田県、山形県、新潟県、福井県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、新潟市、京都市	16.46%	17.28%	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県 (応援先は、被災状況等を踏まえ確保調整本部において検討。)
千葉県	北海道、岩手県、宮城県、札幌市、仙台市	12.30%	12.84%	
東京都	青森県、福島県、愛知県、三重県、兵庫県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	43.29%	42.34%	
神奈川県	富山県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、愛媛県、高知県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、大阪市、堺市、熊本市	27.96%	27.54%	
	石川県、静岡市、浜松市 (応援先は、被災状況等を踏まえ確保調整本部において検討。)			

注 管内に指定都市が所在する府県については、両者が同じ応援先となるよう組み合わせている。

(参考) 即時応援道府県等の庁舎から受援都県の庁舎までの距離 (案)

受援都県	即時応援道府県等							
	団体名	距離(km)	団体名	距離(km)	団体名	距離(km)	団体名	距離(km)
埼玉県	秋田県	588	山形県	356	新潟県	316	福井県	530
	京都府	478	和歌山県	579	鳥取県	690	島根県	784
	山口県	971	新潟市	320	京都市	476		
千葉県	北海道	1,151 (989)	岩手県	548	宮城県	371	札幌市	1,145 (989)
	仙台市	371						
東京都	青森県	715	福島県	287	愛知県	343	三重県	408
	兵庫県	521	岡山県	658	広島県	805	徳島県	632
	香川県	678	福岡県	1,085 (1,067)	佐賀県	1,138 (1,164)	長崎県	1,228 (1,204)
	大分県	1,135 (1,014)	宮崎県	1,331 (1,051)	名古屋市	345	神戸市	520
	岡山市	658	広島市	806	北九州市	1,018 (1,009)	福岡市	1,086 (1,068)
神奈川県	富山県	472	岐阜県	373	滋賀県	435	大阪府	497
	奈良県	461	愛媛県	809	高知県	777	熊本県	1,177 (1,126)
	鹿児島県	1,351 (1,180)	沖縄県	2,104 (1,716)	大阪市	495	堺市	508
	熊本市	1,179 (1,129)						

注1 Yahoo!マップ（陸路）及びYahoo!路線情報（空路）による距離測定。

注2 原則として陸路（自動車）であるが、北海道、札幌市及び沖縄県についてはルートにフェリーを含む。

注3 括弧内の数字は航空機と自動車を使用した場合。

整理すべき論点

整理すべき論点

- ① 一の受援都県に対し、応援編成計画上のすべての即時応援道府県等が先遣隊を派遣する必要があるか。また、その場合に、すべての先遣隊の派遣がプッシュ型であるべきか。

(事務局提案) 先遣隊の役割は、いち早く受援都県庁に入り、災害対策本部と協力して情報収集を行い被災市区町村の応援ニーズ等を把握することであることから、即時応援道府県等のうちある程度到着時間が早いと推測される数団体に先遣隊派遣の役割を担ってもらうのが現実的な選択肢ではないか。 具体的にどの団体を先遣隊派遣団体として選定するか等については、発災時の臨機応変な対応を可能にするため、APに規定するよりも首都直下地震現地調整会議準備会での議論に任せることとしてはどうか。

- ② 南海トラフ地震APでは、応援編成計画において「即時応援道府県等（基本となる組合せ）」を規定し、当該団体に対し他の即時応援道府県等の統括役及び情報連絡窓口としての役割を担っていただくこととしている。首都直下地震APにおいても基本となる組合せの団体を指定する必要があると考えるが、指定するとして何団体指定すべきか。

(事務局提案) オペレーションの一貫性確保と情報錯綜防止のため統括役及び情報連絡窓口の指定は必要と考えるが、南海トラフ地震APの応援編成計画に比べ、首都直下地震APの応援編成計画では即時応援道府県等の数が非常に多くなっており、基本となる組合せの団体が一つのみでは当該団体の負担が大きく、複数の団体を指定することが適当ではないか。

(例) 埼玉県：新潟県、新潟市、山形県

千葉県：宮城県、仙台市

東京都：愛知県、名古屋市、三重県、福島県

神奈川県：岐阜県、大阪府、大阪市、堺市

※ 先遣隊派遣団体と重複する可能性が大きいのか。